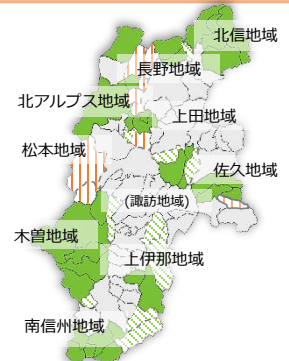


策定の趣旨 過疎地域の持続的発展の支援に関する法律第7条の規定により定めるもので、県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町村が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるもの



- 現状・背景**
- 人口減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が継続
 - 豊かな自然や歴史・文化を有し、様々な資源の供給、災害の防止など多面的・公益的機能を担う地域であり、SDGsの理念の実現にも寄与
 - コロナ禍を通じ、人口密度が高い地域におけるリスクが顕在化、人口低密度地域である過疎地域の担う役割が一層重要に
 - 今後の過疎対策は、条件不利性の克服という考え方は維持しつつ、「持続的発展」を踏まえ、新たな視点を加えて推進

- 基本的な方向**
- 創造的で豊かな生き方が実現できる地域づくり**
- モノの豊かさよりも心の豊かさに重きを置き、自らの人生を自らデザインできる創造的な生活のある地域をつくる
 - 地域に今ある価値（原風景・町並み、伝統・文化等）を再認識し、高め、発信することで、都市住民が憧れを抱く地域をつくる
 - 学びと自治の力を発揮し、「クリエイティブ・フロンティア」（これからの時代を牽引する新しい生き方や暮らし方、価値を創造できる最先端の地域）へと価値観の転換を図る

- 確かな暮らしが営まれる地域づくり**
- 人々が地域で安心して暮らし続けることができる基盤を確保する
 - 田園回帰（信州回帰）の潮流を捉え、移住・二地域居住の推進、つながり人口の創出により、地域活動と地域の産業を支える人材を確保・育成する
 - DXの推進により、必要な生活・行政サービスを享受できる環境を整備する
 - 地域にある資源を活かし、過疎地域から脱炭素(ゼロカーボン)社会を実現する

2つの「基本的な方向」を、共通の視点・目指すべき方向として市町村等の関係者と共有しながら、以下の施策を推進

- 施策の展開**
- | | |
|--|---|
| <p>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>✓ 新たな働き方、創造的な暮らし方を発信し、地域の担い手を確保</p> <p>2 産業の振興、観光の開発</p> <p>✓ 地域資源の活用により、持続可能な産業振興、観光地域づくりを推進</p> <p>3 地域における情報化</p> <p>✓ DXを推進し、県内外の人にとって魅力的な地域づくりを推進</p> <p>4 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>✓ 住民の利便性向上、他地域との交流拡大に向け、交通網を整備</p> <p>5 生活環境の整備</p> <p>✓ 安全・安心な生活環境、地域特性を活かした良好な住環境を整備</p> <p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進</p> <p>✓ 互いに支え合いながら、誰もが自分らしく暮らせる地域を確立</p> | <p>7 医療の確保</p> <p>✓ 保健・医療・福祉の連携を進め、地域医療の提供体制を確保</p> <p>8 教育の振興</p> <p>✓ 地域の特性を活かし、地域全体で子どもの学びや成長を促進</p> <p>9 集落の整備</p> <p>✓ 集落機能の確保、活性化を進め、暮らし続けられる元気な集落を実現</p> <p>10 地域文化の振興等</p> <p>✓ 地域で守り育んできた文化・芸術の振興等による魅力的な地域づくりを推進</p> <p>11 再生可能エネルギーの利用の推進</p> <p>✓ 収益を地域に還元する地域主導型再生可能エネルギーの普及を促進</p> <p>12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <p>✓ 多様な主体との協働・連携を通じ、地域の新たな魅力・価値の創造を促進</p> |
|--|---|

各部局・現地機関が一丸となって、長野県市町村過疎地域対策協議会と連携しながら計画的に対策を推進